

月額掛金 ※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
15歳～35歳	男性	550円	1,100円	1,650円	2,200円	2,750円	3,140円	3,530円	3,920円	4,310円	4,700円
	女性										
36歳～40歳	男性	635円	1,269円	1,904円	2,538円	3,173円	3,631円	4,090円	4,548円	5,007円	5,465円
	女性	550円	1,100円	1,650円	2,200円	2,750円	3,202円	3,654円	4,106円	4,558円	5,010円
41歳～45歳	男性	671円	1,342円	2,013円	2,684円	3,355円	3,842円	4,329円	4,816円	5,303円	5,790円
	女性	579円	1,157円	1,736円	2,314円	2,893円	3,361円	3,830円	4,298円	4,767円	5,235円
46歳～50歳	男性	740円	1,479円	2,219円	2,958円	3,698円	4,227円	4,757円	5,286円	5,816円	6,345円
	女性	641円	1,281円	1,922円	2,562円	3,203円	3,703円	4,204円	4,704円	5,205円	5,705円
51歳～55歳	男性	836円	1,672円	2,508円	3,344円	4,180円	4,776円	5,372円	5,968円	6,564円	7,160円
	女性	714円	1,427円	2,141円	2,854円	3,568円	4,105円	4,643円	5,180円	5,718円	6,255円
56歳～60歳	男性	976円	1,952円	2,928円	3,904円	4,880円	5,580円	6,280円	6,980円	7,680円	8,380円
	女性	770円	1,539円	2,309円	3,078円	3,848円	4,421円	4,995円	5,568円	6,142円	6,715円
61歳～65歳	男性	1,215円	2,430円	3,645円	4,860円	6,075円					
	女性	888円	1,776円	2,664円	3,552円	4,440円					
66歳～70歳 (更新のみ)	男性	1,576円	3,151円	4,727円	6,302円						
	女性	1,015円	2,030円	3,045円	4,060円						

※掛金は更新日(毎年8月1日)の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日(毎年8月1日)となります。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。)

※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上の お取扱い	法人の場合	個人事業主の場合
	法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5) 所基通36-31の2)	個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(直審3-8) 所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険期間 保険期間は1年間(毎年8月1日～その翌年7月31日)で、毎年自動的に更新されます。

加入日(効力発生日) 毎月20日までのお申込みの場合は翌々月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み 掛金は取扱金融機関の口座より毎月所定の日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に自動振替となります。初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入(増額)・脱退手続 加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、各商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、速やかに各商工会議所へ所定の用紙によりご連絡ください。毎月20日までに届けたい分については、その月の末日が脱退日となります。(遡っての脱退はできません。)なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

配当金 定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。ただし、途中で脱退された方についての配当金はありません。

加入者(被保険者)のみなさまへ
定期保険(団体型)は契約者:神奈川県商工会議所連合会、被保険者:神奈川県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:神奈川県商工会議所連合会に所属する商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■パンフレットに記載の制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]

神奈川県商工会議所連合会

横須賀商工会議所 ☎046-823-0402
川崎商工会議所 ☎044-211-4114
小田原箱根商工会議所 ☎0465-23-1811
茅ヶ崎商工会議所 ☎0467-58-1111
厚木商工会議所 ☎046-221-2151
鎌倉商工会議所 ☎0467-23-2561
三浦商工会議所 ☎046-881-5111
相模原商工会議所 ☎042-753-8134
大和商工会議所 ☎046-263-9111
海老名商工会議所 ☎046-231-5865

[定期保険(団体型)引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 横浜支社

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル6F
TEL 045-651-0032 FAX 045-212-5025

会員事業所のみなさまへ

生命共済制度

ご加入
のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)
+神奈川県商工会議所連合会独自の給付制度(見舞金・祝品制度)

ご留意
ください

神奈川県商工会議所連合会独自の見舞金等の給付制度と同連合会がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称が生命共済制度です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)



福利厚生制度にご活用いただけます

業務上・業務外を問わず
24時間保障

1年更新で医師の
診査なし

剰余金があれば
配当金も!

連合会独自の
給付制度も!

**6大生活習慣病入院一時金
ガン入院一時金・ガン先進医療一時金**

健康増進に役立つ付帯サービスも
健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)からお申込みいただいた商工会議所を通じ、当連合会に提供されます。
- ②当連合会および当該商工会議所(以下、「連合会等」という)は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険(団体型)契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、連合会等から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、連合会等をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き連合会等およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤定期保険(団体型)契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

神奈川県商工会議所連合会

生命共済制度の内容

保障内容

- ・主契約：定期保険（団体型）
- ・特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		□数									
		1□	2□	3□	4□	5□	6□	7□	8□	9□	10□
死亡	不慮の事故により死亡したとき <死亡保険金(主契約)+災害保険金>	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円	1,750万円	2,000万円	2,250万円	2,500万円
	上記以外の事由により死亡したとき <死亡保険金(主契約)>	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円	450万円	500万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態*1のいづれかになったとき <高度障害保険金(主契約)+災害高度障害保険金>	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円	1,750万円	2,000万円	2,250万円	2,500万円
	傷害または疾病により高度障害状態*1のいづれかになったとき <高度障害保険金(主契約)>	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円	450万円	500万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき(同一事故による入院は、更新前の入院日数をきみ、通算60日限度) <入院給付金>	1日につき3,000円	1日につき6,000円	1日につき9,000円	1日につき12,000円	1日につき15,000円	1日につき15,000円	1日につき15,000円	1日につき15,000円	1日につき15,000円	1日につき15,000円
	ガン*2で1日以上入院をしたとき(1年に1回限度) <ガン入院一時金>	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円	18万円	20万円
	6大生活習慣病*3で1日以上入院をしたとき(1年に1回限度) <6大生活習慣病入院一時金>	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円	10万円
ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき <ガン先進医療一時金>	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円	

保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。
 災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。
 災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。
 ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しが行われます。
 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

1	お支払いの対象となる度障害状態	7以上を手に開以上でい、かつ、1以下	・中	および	の	性新生	性新生
1	の	を	開	以上で	つか	または	その
2	またはその	の	機	を	く	につ	たもの
2	につ	たもの	8以上	の	用	を	く
3	中	神経	または	神	しい	障	を
3	し、身	に	護	を	要	するもの	
4	に	護	を	要	するもの		
5	上	とも、手	開	以上	で	つか	か
5	た	はその	用	を	く	につ	たもの
6	下	とも、	開	以上	で	つか	か
6	た	はその	用	を	く	につ	たもの

神奈川県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容		□数									
		1□	□	3□	□	5□	6□	□	□	□	10□
事故通院 (5日以上) (1年に1回限度)		5,000	10,000	15,000	0,000	5,000	30,000	35,000	0,000	5,000	50,000
病入院 (5日以上30日未満) (1年に1回限度)		5,000	10,000	15,000	0,000	5,000	30,000	35,000	0,000	5,000	50,000
病入院 (30日以上) (1年に1回限度)		500	15,000	50,000	30,000	3,500	5,000	5,500	60,000	6,500	5,000
満		0満に記をいたしま									

の給付度は、のーによつまかなれま
 は、度の給付とし支給いたしま
 は、度の入しいるに限り支給いたしま
 をるは、支払事由生たときか3年ないにはしま
 病入院は5日以上の入院をしたとき、事故通院はガで5日以上通院をしたとき、れれ年1回を
 限度とし、人口数に支給いたしま
 事に記のなをお支払いできないにいにしたは、の
 給付度()と同にいま
 の給付度にい、るとりま
 は、支給にい

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス	アクサ生命の加入者向けサービス
------------	-----------------

*サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

生命共済制度のお取扱い

加入資格・条件

- 神奈川県商工会議所連合会に所属する商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で加入される年の8月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方は5口までを限度とします。また、65歳6ヵ月を超える方は4口までを限度とし70歳6ヵ月まで更新のみできます。
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*4に限り、次の留意事項を必ずお読みの上、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

1年以内の 状態	告知事項	①加入(額)申込日(告知日)から1年以内に、別のけがで、手を受けたことまたは継続して14日以上入をしたことがありますか。
	留意事項	手とは、切にらず、内(フースー)・ールレーー超・体なども該当します。また、日り手も上の告知事項に該当します。「継続して14日以上入」とは、を合めて旧も途切れず連続して14日以上入された場合をいいます。
	告知事項	②加入(額)申込日(告知日)から1年以内に、別のけがでからまでの期間が14日以上にわたるのを受けたことがありますか。
	留意事項	「14日以上にわたる」とは、合・統発を含む連の、を合めてからまでのによる、を受けていた期間をいいます。(実際の日数ではありません。) 「」には、および事・運も含まれます。

別 (こうそく・先性・)、⁵、中(こうそく・も下)、神障、てか、結、すい、(変)、(フー)、内障、が、上内新生、

- 神奈川県商工会議所連合会に所属する各商工会議所を 会された場合など加入 を われた場合には、加入を継続できませんので、すみやかに 手続をお取りください。

- 各商工会議所会員入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

加入者票の発行

加入者に対しては、「定期保険(団体型)加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの受取人・請求